

制定日	2024年5月1日
改訂日	
制定・改訂者	品質・技術管理部
認証者	理事会にて承認

JHCAフロアコーティング剤認証制度

一般社団法人日本ハウスクーティング協会

品質・技術管理部

JHCAフロアコーティング剤認証基準

第1章 総則

1. 適用範囲

1.1 適用マーク

この認証基準は表 1-1 に示すフロアコーティング剤の認証に適用する。

表 1-1 適用するフロアコーティング剤

水性フロアコーティング剤	油性フロアコーティング剤
主成分を水で希釈したフロアコーティング剤	主成分を溶剤で希釈したフロアコーティング剤

1.2 販売

JHCA マーク認証フロアコーティング剤は、日本国内のみ販売できる。

JHCA マーク認証フロアコーティング剤の生産は、国内及び海外(OEM 生産含む)での生産を可とする。

1.3 申請者の資格

申請者は JHCA マーク認証フロアコーティング剤の製造・販売・施工のいずれかを行う事業者とし資格は次のとおりとする。

- 日本国内に法人格を有する事業者
- JHCA 会員（日本法人、または外国法人）を申請代理人として申請する外国の法人
- 直接面談する等の後 JHCA 事務局が申請代理人をとおす必要性がないと判断し理事会にて過半数以上の承諾を得た外国の法人

2. 認証制度の目的

JHCA マーク認証フロアコーティング剤制度は、消費者の生活環境向上及び JHCA 会員の事業活性化を目的とし、JHCA が独自に定めた安全性基準を満たし各性能評価基準及びその他の認証基準に基づくフロアコーティング剤を消費者及び施工事業者が安心して高品質フロアコーティング剤を選択できるように設けられた制度であり、フロアコーティング剤の普及促進にも貢献しております。

3. 定義

JHCA 認証フロアコーティング剤基準に用いる用語を次のとおり定義する

- JHCA 認証フロアコーティング剤：JHCA の定める安全性・性能基準を満たしたフロアコーティング剤で本協会の認証を受けて JHCA マークを付したフロアコーティング剤。
- 安全性：消費者および使用者が、安心して利用および使用できるものとする。
- 性能：JIS 規格またはそれに準ずる評価試験をクリアしたエビデンスのあるものとする。
- 主成分・副成分：フロアコーティング剤の中で、最も含有量が多い成分を「主成分」といい、主成分を塗布面に加工するために補助的に用いられる成分（溶媒、分散剤等）を「副成分」という。
- 複合成分：フロアコーティング剤の中に存在する複数の主成分
- 付記用語：フロアコーティング剤を補足して説明する用語
- 部分使用製品：フロアコーティング剤を施工した素材を製品の一部に使用することにより製品として機能性効果が認められる製品をいう。又、性能加工を施した部分を部分性能施工箇所という。
- 認証条件：フロアコーティング剤の種類により異なり、本協会が定める安全性基準を満たし、本協会のフロアコーティング剤認証基準を満たすものとする。

4. 制定及び改定

この認証基準の制定及び改定は、本協会の品質・技術管理部がおこない理事会にてこれを認証する。

第2章 JHCA マーク表示方法及び対象商品

5. JHCA マーク表示方法

5.1 表示項目と表示順序

JHCA マークは次の項目をこの順序で表示する。 注意表示がある場合はこれを含め、可能な限り大きくして消費者が容易に判読できるものにする。 尚、表示スペース等の都合等でやむをえない場合は、事務局の了承を得て順序の変更をしてもよい。

□ JHCAマーク：原則としてJHCAマークは、本協会が支給するものを使用すること。

図 5-1 に示すJHCAマークとカラー表示を使用(やむを得ない場合はモノクロを使用することが出来る。)

□ フロアコーティング種類名：原則として本協会が支給するJHCAマークと一体化されたロゴを使用すること。

□ 付記用語：表 5-1 に示すとおり記載すること。

□ 加工部位：部分使用製品の場合は加工部位を付記用語の次に記載する(ラベルの大きさに制限がある場合には、ラベルの近接部に記載してもよい)。

□ 認証番号：認証書に記載のとおり。

□ 認証者：「一般社団法人日本ハウスコーティング協会」

□ 社名及び/又は商標：商標は被認証者の自社ブランドであること、又必要に応じて被認証者がJHCA認証マークを管理するための番号を社名又は商標に続けて表示してもよい(番号は英数字等とし社名・商標に続けて()を付けて小さく記入すること、なお番号を表示する場合は事前に当協会事務局の了承を得ること。)

カタログ、パンフレット、ウェブサイト等にJHCAマークを表示する場合は、JHCAマークとフロアコーティング剤種類のみ表示でもよい。ただし、カタログ、パンフレット、ウェブサイト等にJHCAマークを表示した場合は景品表示法への抵触(優良誤認表示の禁止)を避けるため、必ずフロアコーティング施工箇所にもJHCAマークを表示する必要がある。

表 5-1 付記用語

認証マーク種類	付記用語
水性フロアコーティング剤	主成分を水で希釈したフロアコーティング剤
油性フロアコーティング剤	主成分を溶剤で希釈したフロアコーティング剤

図 5-1 JHCA マークとカラー表示

認証制度マーク	水性 フロアコーティング剤	油性 フロアコーティング剤
		

5.2 各フロアコーティング剤の注意表示を別途規定する。


5.3 JHCA マークの表示例

図 5-3

有機溶剤フロアコーティング剤マーク表示例



有機溶剤フロアコーティング剤マークの注意表示例

 注意

- 取扱の際は、有機溶剤作業主任者資格者の指示に従い使用すること。
- 性能は、使用環境や使用状況により異なります。
- 安全性や性能において、JHCA の基準にて定めており安全性や性能を保証しているものではありません。

5.3 JHCA マーク管理規定

JHCA マーク及び付記する表示語等の詳細については「JHCA マーク管理規定」を確認のこと。

6 対象商品

6.1 認証条件と対象フロアコーティング剤

本協会が定める安全性基準を満たし、性能においては第三者機関にて性能評価試験を実施し本協会の性能基準を満たすものとする。

6.2 医薬品医療機器等法該当製品の除外

医薬品医療機器等法に該当する「医薬品等」は対象としない。

6.3 部分使用

部分使用は施工対象物の一部分に使用することで性能コーティング剤としての効果が認められる場合は認めるが、性能加工部分が全体のおおよそ半分以上であること、又は必要とされる性能部分に使用されている場合に限ることとし、この場合 JHCA マークには部分加工部位を明示しなければならない。

7. フロアコーティング剤の種類の記事方法

JHCA マークに複数のマークを記載することは出来ない (5.1 項参照)。

UV 塗料フロアコーティング剤の場合は、施工要領書等には UV フロアコーティング剤および水性フロアコーティング剤などと複数記載してもよいが、パンフレットやホームページ等には一切、複数のマークを記載することは出来ない。

8. 表示及び説明上の順守事項

8.1 治療効果等「医薬品医療機器等法」の表示及び優良誤認「景品表示法」の回避

JHCA マークはあくまでもフロアコーティング剤における安全性・性能エビデンスを訴求していることから、誤解を招くような表現、例えば「人の疾病の治療や予防に使用される旨、及び人の身体の構造機能に影響を及ぼす旨等を明示・暗示する表現」や「安全性や性能に対する二次的な抑制効果を明示・暗示する表現」等は一切行ってはならない。

8.2 JHCA マークの見本提出

JHCA 認証フロアコーティング商品のパッケージや下げ札、及びパンフレット等に JHCA マークを記載する場合は、商品を販売するまでに本協会の品質・技術管理部まで見本を提出してその了承を得なければならない。

第3章 安全性

9. 使用禁止化学物質

9.1 化審法による規制

機能加工に用いる加工剤は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に公示されている第一種及び第二種特定化学物質並びに監視化学物質を使用してはならない。又、化審法に登録されていない化学物質は使用してはならない、ただし元素、天然物及び化審法の運用通知における既存化学物質を除く（運用通知における既存化学物質の場合は確認、又は判定通知を受けた証拠の提出が必要）。

9.2 優先評価化学物質の取り扱い

化審法の優先評価化学物質の内、2011年4月1日付で旧第二種及び旧第三種監視化学物質から移行したもの（通し番号：1～87）については国のリスク評価が終るまで引き続き使用してはならない。又、優先評価化学物質は第一種、第二種特定化学物質、又は監視化学物質に指定された時点で使用禁止となることに留意しなければならない。指定された後は、それを含むJHCA認証登録商品の生産と出荷を中止し、当協会の指示に従い必要な対応をとらねばならない。

9.3 使用禁止化学物質の協議会による指定

前項以外に内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）及びダイオキシン類、アレルギー性接触皮膚炎並びに生殖、免疫及び神経毒性等の人の健康影響に関する報告事例を考慮して、使用禁止化学物質を本項に定める場合がある。又、フロアコーティング剤に下記の化学物質を意図的に使用しないこと。

- ・電離放射線障害防止規則2条2項で規定されている放射性物質
- ・RoHS（特定有害物質使用制限）指令で規制されている物質
- ・毒物及び劇物取締法、又はその指定令で指定されている毒物又は劇物。（対象物質名又は各物質の濃度等による除外規定がある場合はそれに従う。）
- ・「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および関連法規により規制されている化学物質。
- ・その他、本協会が安全性に問題有りと認めた物質。

10. 順守する法律

JHCA認証機能性コーティング剤の生産、加工にあたっては少なくとも以下の法律を順守し、「製品安全」、「労働安全」及び「環境影響」に配慮しなければならない。

- 「毒物及び劇物取締法」
- 「原子力基本法」
- 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」
- 「労働安全衛生法」
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」

11. フロアコーティング剤の安全性試験

11.1 安全性データの提出

申請するフロアコーティング剤は表 11-1 に掲げる全ての項目について、フロアコーティング剤の安全性データおよび SDS（JIS Z 7253：2019）・施工要領書を提出しなければならない。安全性データは英語でもよいが、日本語訳（抄訳でよい）を添付すること。

又、次の要件の何れかを満たす高分子化合物は表 11-1 に掲げる試験項目の内、皮膚刺激性試験の提出を省くことができる。

- 化審法に基づく確認申請を行い、低懸念ポリマーと確認されたもの（確認された証拠の提出が必要）
- 三省（厚生労働省、経済産業省、環境省）合同告示第三号に基づく「届出不要物質」
- 数平均分子量が 10,000 以上であって、分子量 1,000 未満の成分の含有が 1%以下であり、ナトリウム、マグネシウム、カリウム、又はカルシウム以外の金属を含まず、かつヒ素又はセレンを含まないもの

11.2 品質・技術管理部での安全性の判定

提出された安全性データは、同一項目で開示されている異なる試験方法の結果や公定書及び文献等を参考にして判定される場合がある。

11.3 複数の主成分（複合成分）からなる加工剤の安全性試験

原則として複合成分で安全性試験を実施しなければならない。ただし、複合成分の最高加工濃度以上で加工されたフロアコーティング剤の皮膚刺激性試験が評価基準に合格している場合、或いは各主成分を混合したときに化学変化又は毒性上昇の可能性が低いと判断されその判断根拠が提出されている場合は、各主成分での安全性試験でも可とする。判断手法は、化学構造、生物試験、及びヒトにおける症例に関する文献等の調査結果による。

11.4 希釈試験の取り扱い

主成分を安全性に影響を与えない物質で希釈して、最高加工濃度の 2 倍以上の濃度で試験を行うことができる。主成分を希釈した場合は、最高加工濃度での主成分濃度の 2 倍以上の濃度とする。この時、水以外の希釈剤を使用した場合は、安全性に影響を与えないと判断した根拠を提出すること。

11.5 公定書や文献の安全性データの引用

フロアコーティング剤主成分の安全性データは、公定書又は専門誌に掲載された文献に、表 11-1 に掲載する安全性試験と同等のデータがあればこれらを引用してもよい。ただし、少なくとも表 11-1 に掲載された試験項目ごとに、列挙された試験方法の一つで試験され、評価基準を満たしていることが明確であること。

11.7 安全性試験実施機関

安全性試験実施機関は GLP（Good Laboratory Practice）認定機関、又はそれに相当する機関（付表 1 参照）とするが、試験は GLP 試験で無くてもよい。

12. 製品の安全性試験（追加安全性試験）

12.1-1 皮膚刺激性試験結果の提出（区分：油性フロアコーティング剤）

フロアコーティング剤のうち皮膚刺激性試験が必要な製品については、フロアコーティング加工された素材で皮膚刺激性試験を行わなければならない。

尚、既に取得しているマークと全く同じ認証条件で他のカテゴリーのマークを追加申請する場合は、既に取得しているマークの申請に使用した皮膚刺激性試験報告書が5年以内の日付けであれば使用できるものとする。

12.1-2 皮膚刺激性試験を実施する濃度

皮膚刺激性試験を行う素材は、最高加工濃度以上で加工されたものとする。

12.1-3 皮膚刺激性試験の試験方法と評価基準

皮膚刺激性試験の方法と評価基準を表 12-3 に示し、試験機関を付表 2 に示す。

付表 2 以外の試験機関については本協会の品質・技術管理部による確認を必要とする。

12.2-1 VOC13 物質放散速度測定試験結果の提出

フロアコーティング剤の VOC13 物質放散速度測定試験を行わなければならない。

尚、既に取得しているマークと全く同じ認証条件で他のカテゴリーのマークを追加申請する場合は、既に取得しているマークの申請に使用した皮膚貼付試験報告書が5年以内の日付けであれば使用できるものとする。

12.2-2 VOC13 物質放散速度測定試験を実施する濃度

SDS または施工要領書記載の塗布量の最高加工濃度以上で試験されたものとする。

12.2-3 VOC13 物質放散速度測定試験の試験方法と評価基準

VOC13 物質放散速度測定試験の方法と評価基準を表 12-5 に示し、試験機関を付表 6 に示す。

付表 5 以外の試験機関については本協会による確認を必要とする。

12.3-1 F☆☆☆☆登録証明書の提出

ホルムアルデヒド放散量測定試験を行い、F☆☆☆☆の性能を満たしていることを証明する国土交通大臣認定書または一般社団法人日本塗料工業会が発行しているホルムアルデヒド自主管理商品登録証明書の提出が必要。

尚、既に取得しているマークと全く同じ認証条件で他のカテゴリーのマークを追加申請する場合は、既に取得しているマークの申請に使用した F☆☆☆☆登録証明書が3年以内の日付であれば使用できるものとする。

また、一般社団法人日本塗料工業会にてホルムアルデヒド自主管理商品登録証明書の有効期限が更新された場合は、本協会へ提出した有効期限日までに有効期限が更新されたホルムアルデヒド自主管理商品登録証明書を再提出する必要がある。有効期限期日以内に、期日が更新された書類が提出されない場合は機能性コーティング剤認証を取り消す場合もある。

12.3-2 ホルムアルデヒド放散量試験を実施する濃度

SDS または施工要領書記載の塗布量の最高加工濃度以上で試験されたものとする。

12.3-3 ホルムアルデヒド放散量試験の試験方法と評価基準

ホルムアルデヒド放散量試験の方法と評価基準を表 12-6 に示し、試験機関を付表 6 に示す。
付表 6 以外の試験機関については本協会による確認を必要とする。

12.4-1 材質及び溶出試験書の提出

食品、添加物等の規格基準 昭和 34 年 12 月 28 日 厚生省告示第 370 号に記載の「第 3 器具及び容器包または第 4 おもちゃ」の規格に適合しなければならない。

12.4-2 食品、添加物等の規格基準試験を実施する濃度

SDS または施工要領書記載の塗布量の最高加工濃度以上で試験されたものとする。

12.4-3 食品、添加物等の規格基準試験の試験方法と評価基準

食品、添加物等の規格基準試験の方法と評価基準を表 12-7 に示し、試験機関を付表 6 に示す。
付表 6 以外の試験機関については本協会による確認を必要とする。

12.4-4 有機溶剤を含む機能性コーティング剤に関して

申請する機能性コーティング剤に、付表 7 に示す有機溶剤が含まれている場合は、代表者または取扱責任者の有機溶剤作業主任者講習を受講した技能講習修了証の提出を必要とする。

表 11-1 機能性コーティング剤の安全性試験方法と評価基準

試験項目	試験方法	評価基準
ホルムアルデヒド 放散量測定試験	JIS K 5601-4-1 塗料成分試験方法-第4部：塗膜からの放散成分分析- 第1節：ホルムアルデヒドの試験方法 準拠 (デシケーター法)	0.12mg/L 以下
VOC 13物質 放散速度測定試験	JIS A 1901 ・ JIS A 1902-3 (小型チャンバー法) に準拠	厚生労働省が策定した VOC13物質の室内濃 度指針値以内
皮膚刺激性試験	<input type="checkbox"/> ASTM F719-81 <input type="checkbox"/> OECD/TG404	PII 値* ² <2.0
	<input type="checkbox"/> OECD/TG439 (再生ヒト皮膚 RhE 試験)	In vitro⇒非刺激物 (non irritant)

*表中に挙げられた試験方法と同等またはより感度の高い方法であれば、他の公的試験方法を利用してもよい。ただし、利用した試験方法の写しと表中の試験方法との試験内容についての対比表を提出すること。

表 12-3 皮膚刺激性試験の試験方法と評価基準

試験方法	評価基準
閉塞法 (20 人以上、48 時間貼付)	本邦基準の安全品であること (付表 3、付表 4 参照)
半開放法 (レプリカ法、20 人、24 時間貼付)	陰性又は準陰性であること

表 12-5 VOC13 物質放散速度測定試験の試験方法と評価基準

試験方法	評価基準
JIS A 1901、JIS A 1902-3(小型チャンバー法)に準拠	厚生労働省が策定したVOC13物質の室内濃度指針値以内

表 12-6 ホルムアルデヒド放散量試験の試験方法と評価基準

試験方法	評価基準
JIS K 5601-4-1 塗料成分試験方法-第4部：塗膜からの放散成分分析-第1節：ホルムアルデヒドの試験方法 準拠	ホルムアルデヒド放散量値が0.12mg/L 以下

表 12-7 食品、添加物等の規格基準試験の試験方法と評価基準

試験方法	評価基準
器具及び容器包装の規格及び試験法	【材質試験】 カドミウム (規格基準値) 100ug/g以下 【材質試験】 鉛 (規格基準値) 100ug/g以下 【溶出試験】 重金属 (規格基準値) 鉛として1ug/g以下 【溶出試験】 過マンガン酸カリウム消費量 (規格基準値) 10ug/g以下

付表1 [参考] 化審法 GLP=Good Laboratory Practice:優良試験所規範 レベルに該当する試験機関の例

試験機関名称	住所	TEL	FAX
(株)薬物安全性試験センター	〒355-0166 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩25-1	0493-54-3239	0493-54-5274

付表2 [参考] 皮膚貼付試験を実施する試験機関

試験機関名称	住所	TEL	FAX
(株)薬物安全性試験センター	〒355-0166 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩25-1	0493-54-3239	0493-54-5274

付表3 パッチテストの判定基準(閉塞法)

本邦基準	評点	反応
—	0.0	反応なし
±	0.5	わずかな紅斑
+	1.0	明らかな紅斑
++	2.0	紅斑+浮腫、丘疹
+++	3.0	紅斑+浮腫・丘疹+小水疱
++++	4.0	大水疱

付表4 化粧品品の皮膚刺激指数による分類(閉塞法)

皮膚刺激指数	1995 年度の分類
5.0 以下	安全品
5.0~15.0	許容品
15.0~30.0	要改良品
30.0~60.0	30.0 以上危険品
60.0 以上	

付表5 厚生労働省の策定した VOC13 物質室内濃度指針値

化学物質名	室内濃度指針値	化学物質名	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	クロルピリホス	0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	総揮発性有機化合物 (TVOC)	暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

付表6 [参考] 化学物質放散量試験を実施する試験機関

試験機関名称	住所	TEL	FAX
一般財団法人ポーケン品質評価機構	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24	06-6577-0031	06-6577-0033

付表7 認証コーティング剤に含まれる有機溶剤成分

第1種有機溶剤			
クロロホルム	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン (別名：二塩化エチレン)	1,2-ジクロロエエチレン (別名：二塩化アセチレン)
二硫化炭素	トリクロロエチレン	1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	
第2種有機溶剤			
アセトン	イソブチルアルコール	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
エチルエーテル	イソプロピルアルコール	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
キシレン	クレゾール	オルト-ジクロロベンゼン	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
クロロベンゼン	酢酸イソブチル	酢酸イソプロピル	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
酢酸エチル	酢酸ノルマルブチル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)
酢酸メチル	シクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノン	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
1,4-ジオキサン	スチレン	N,N-ジメチルホルムアミド	テトラヒドロフラン
トルエン	ノルマルヘキサン	メタノール	1,1,1-トリクロロエタン
1-ブタノール	2-ブタノール	メチルイソブチルケトン	メチルノルマルブチルケトン
メチルエチルケトン	シクロヘキサノン	メチルシクロヘキサノール	テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
第3種有機溶剤			
ガソリン	石油エーテル	石油ナフサ	石油ベンジン
テレピン油	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)	ミネラルスピリット (ミネラルシナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)	

※上記有機溶剤が5%を超えて含有されている物質も該当します。

※上記物質名中、「クロル」は「クロロ」と表記されることもあります。

※上記表は、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の作成試料を参照

第4章 日常の品質管理

13. 日常の品質管理

13.1 手順

申請者は日常の品質管理の手順を申請し、維持すること。

13.2 管理項目

日常の品質管理は次の事項を実施すること。

- ロットの管理
- 定期的な安全性確認試験【任意】
- 定期的な性能評価試験【任意】
- 使用者の適正な使用状況・使用環境の確認【必須】
- 不合格品の管理【必須】

13.3 性能試験のためのサンプリング方法

- 申請したフロアコーティング剤のうち最高塗布使用量にてサンプリングする。
- 申請したフロアコーティング剤を代表する認証商品から無作為に選択する。

13.4 海外生産

海外生産の場合は、生産管理フローを提出しなければならない。

13.5 品質管理の記録の保管

品質管理の記録は 3 年以上保管しなければならない。

13.6 日常の品質管理状況の報告（サーベイランス）

日常の品質管理状況を年 1 回以上、「品質管理状況報告書」をもって本協会事務局に報告すること。

第5章 認証手続き

14. 認証手続き

14.1 認証単位

認証はフロアコーティング剤ごとに申請を受理し、フロアコーティング剤ごとに認証番号を付番する。

14.2 認証申請書類

申請者はフロアコーティング剤ごとに表 14-2 に示す申請書類を日本語で提出すること。尚、認証手続きの詳細については「製品認証手続き規定」に規定する。尚、同一の製品に対して複数のJHCAマークを同時に申請する場合は、同一の申請様式で申請することができる（マルチ申請）。

表 14-2 申請書類

識別	申請書名	添付資料
様式第 1	認証申請書	製品認証申請書
別添第 1	機能性コーティング剤分析書	SDS・VOC13物質放散量試験書
別添第 2	安全性試験データ	安全性試験データ報告書
別添第 2②	製品安全性試験データ	皮膚刺激性試験報告書（原則、発行日より 3 年以内） F☆☆☆☆登録証明書（原則、発行日より 3 年以内） VOC13物質放散速度測定試験書（原則、発行日より 3 年以内） 食品、添加物等の規格基準試験報告書（原則、発行日より 1 年以内）
別添第 3	性能評価試験書	試験証明書（原則、発行日より 1 年以内。）
別添第 4	日常の品質管理方法	海外生産品質管理フローチャート(海外生産は添付)
申請同意書	認証手続き等同意書	（「認証契約書」締結済みの場合は不要）

※安全性試験データについては、既存フロアコーティング剤は提出不要

※別添付第 2 ②の製品安全性試験データにおいては、該当する認証商品のみ提出

※皮膚刺激性試験報告書については、油性フロアコーティング認証商品のみ提出

14.3 認証条件等変更申請書類

既認証の認証条件を変更する場合は、表 14-3 に従って必要な書類を提出すること。

表 14-3 認証条件等変更申請書類（必要な添付書類は表 14-2 と同様）

変更内容	提出書類	認証条件等 変更申請書	安全性試験 データ	性能評価 試験データ	日常の品質 管理方法
試験方法の変更		○		○	
皮膚刺激性試験※ 1		○	○		
VOC13物質放散速度測定試験		○	○		
F☆☆☆☆登録証明書		○	○		
食品、添加物等の規格基準試験		○	○		
最高塗布量変更		○	○		○
最低塗布量変更		○		○	○
日常管理方法の変更		○			○
安全性データの訂正		○	○		
主成分または副成分の変更	⇒ 新規申請が必要				

※ 1・・・皮膚刺激性試験は、油性フロアコーティング認証商品のみ提出

第6章 性能評価試験

15. 試験機関

JHCA マークの安全性評価試験・性能評価試験・登録は、表 15-1 に指定する指定機関で行うこと。

表 15-1 機能性試験の指定試験機関

試験機関名称	住所	TEL	FAX
一般財団法人ポーケン品質評価機構	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24	06-6577-0031	06-6577-0033
株式会社薬物安全性試験センター	〒355-0166 埼玉県比企郡吉見町大字黒岩25-1	0493-54-3239	0493-54-5274
一般財団法人日本塗料検査協会	〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前636-3	0466-27-1121	0466-23-1921
一般社団法人日本塗料工業会	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8-1F	03-3443-2011	03-3443-3599

16. 試験試料

16.1 試験資料と加工濃度

試験資料は申請する機能性コーティング剤の、最低加工濃度（塗布量）または最低加工濃度（塗布量）以下を認証区分指定の基材へ塗布または試験必要量を準備し試験試料を準備する。

- ・ホルムアルデヒド放散量測定試験・・・・・・・・フロアコーティング剤（100ml）
- ・VOC13 物質放散速度測定試験・・・・・・・・フロアコーティング剤（200ml）
- ・食品、添加物等の規格基準試験・・・・・・・・フロアコーティング剤（100ml）
- ・皮膚刺激性貼付試験・・・・・・・・A4 クリアファイル片面に塗布硬化
- ・性能評価試験・・・・・・・・（基材）フローリング材（8 cm×15 cm）へ塗布硬化×30 枚
（基材）一般財団法人日本塗料検査協会より指定されたもの
- ・S D S（JIS Z 7253：2019）および施工要領書

16.2 F☆☆☆☆登録証明書

国土交通大臣認定書においては、一般財団法人日本塗料検査協会へ申請する。

<https://www.jpia.or.jp/evaluation/index.html>

一般社団法人日本塗料工業会においては、ホルムアルデヒド自主管理登録商品へ申請

<https://www.toryo.or.jp/jp/anzen/formaldehyde/m2-register.html>

第 6 章-① 性能評価試験

17. 性能評価試験

性能評価基準

試験項目	試験方法	結果		
付着性	JIS K 5600-5-6 : 1999 塗料一般試験方法-第 5 部 : 塗膜の機械的性質-第 6 節 : 付着性 (クロスカット法) に準ずる。	100/100		
耐衝撃性	JIS K 5600-5-3 : 1999 塗料一般試験方法-第 5 部 : 塗膜の機械的性質-第 3 節 : 耐おもり落下性 6.デュボン式に準ずる。	割れ及び剥がれを認めない。		
耐屈曲性	JIS K 5600-5-1 : 1999 塗料一般試験法-第 5 部 : 塗膜の機械的性質-第 1 節 : 耐屈曲性 (円筒型マンドレル法) 6.試験手順 6.2 折り曲げの手順 6.2.1 タイプ 1 の試験装置による 23±2℃での試験に準ずる。	割れ及び剥がれを認めない。		
耐水性	JIS K 5600-6-1 : 2016 塗料一般試験方法-第 6 部 : 塗膜の化学的性質-第 1 節 : 耐液体性 (一般方法) に準ずる。	塗膜の外観	剥がれを認めない	
		付着性	100/100	
耐湿性	恒温恒湿槽において下記指定条件の試験 ・試験条件 : 50±1℃、95±5%RH・試験時間 : 240 時間 ・設置角度 : 水平 (0°)	割れ、剥がれ及び膨れを認めない。		
耐酸性	JIS K 5600-6-1 : 2016 塗料一般試験方法-第 6 部 : 塗膜の化学的-第 1 節 : 耐液体性 (一般的方法) 9 方法 3 (点滴法) に準ずる。 ・試験条件 : 23±2℃・試験時間 : 24 時間 ・試験液 : 5w/v%硫酸	割れ、剥がれ及び膨れを認めない。		
耐アルカリ性	JIS K 5600-6-1 : 2016 塗料一般試験方法-第 6 部 : 塗膜の化学的-第 1 節 : 耐液体性 (一般的方法) 9 方法 3 (点滴法) に準ずる。 ・試験条件 : 23±2℃・試験時間 : 24 時間 ・試験液 : 水酸化カルシウム飽和溶液	割れ、剥がれ及び膨れを認めない。		
耐溶剤性	JIS K 5600-6-1 : 2016 塗料一般試験方法-第 6 部 : 塗膜の化学的-第 1 節 : 耐液体性 (一般的方法) 9 方法 3 (点滴法) に準ずる。 ・試験条件 : 23±2℃・試験時間 : 10 分間 ・試験液 : アセトン、メタノール及びトルエン	アセトン	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
			付着性	100/100
		メタノール	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
			付着性	100/100
		トルエン	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
			付着性	100/100

試験項目	試験方法	結果		
耐ラビング性	ASTM D 4752-03 Standard Test Method for Measuring MEK Resistance of Ethyl Silicate(Inorganic)Zinc-Rich Primers by Solvent Rub に準ずる。 拭き取り試験液：アセトン、メタノール及びトルエン 拭き取り方法：キューピー製ネルウエスを用いて 500 g f で押し付けて試験面を擦る。 試験湿度：23±2℃ 往復回数：10 回	アセトン	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
		メタノール	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
		トルエン	塗膜の外観	割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
耐熱性	JIS K 5600-6-3：2006 塗料一般試験方法-第 6 部：塗膜の化学的性質-第 3 節：耐加熱性に準ずる。 試験湿度：80±2℃ 試験時間：200 時間 JIS Z 8722：2009 色の測定方法-反射及び透過物体色の 5.3.1c)幾何条件 c(de:8°)及び 5.3.3b)方法 b により測定し JIS Z 8781-4：2013 測色-第 4 計算方法 4.3 色差により、試験前後における色差(ΔE* ab)を任意の 3 箇所それぞれ求め、その平均値を求めた。 視野角：10°	塗膜の外観		割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
		色差(ΔE* ab)		評価値
耐寒性	下記指定条件 試験湿度：-18℃ 試験時間：72 時間	割れ及び剥がれを認めない。		
冷熱繰返し性	下記指定サイクル条件 サイクル条件：80℃、2 時間→-18℃、2 時間 × 10 回	割れ及び剥がれを認めない。		
耐汚染性	JIS K 5400:1900 塗料一般試験方法 8.10 耐汚染性に準ずる。 試験湿度：23±2℃ 試験時間：24 時間 油性マジック：黒 油性マジック：赤	黒	色及びつやの変化を認めない。	
		赤	色及びつやの変化を認めない。	
耐塩水性	JIS K 5600-6-1:2016 塗料一般試験方法-第 6 部 塗膜の科学的性質-第 1 節：耐液体性(一般的方法)9 方法 3(点滴法)に準ずる。 試験時間：96 時間 試験液：5w/v%塩化ナトリウム水溶液	割れ、剥がれ及び膨れを認めない。		
表面抵抗率 MΩ	IS K 6911:1995 熱硬化性プラスチック一般試験方法 5.13 低効率に準ずる。	評価値		
耐摩耗性 mg	JIS K 5665:2016 路面標示用塗料 8.17 摩耗性 a)1 種及び 2 種の場合に準ずる。 荷重：9.8N{1 kg f} 回転数：1,000 回	評価値		
促進耐候性	JIS K 5600-7-7:2008 塗料一般試験法-第 7 部塗膜の長期耐久性-第 7 節：促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)に準ずる。 試験時間：200 時間 放射照度：60W/m ² (300~400nm) フィルタ： daylight フィルタブラックパネル湿度：63±2℃ 湿潤サイクル：サイクル A JIS K 5600-4-7:1999 塗料一般試験方法-第 4 部：塗膜の視覚特性-第 7 節：鏡面光沢度に準じ、鏡面光沢度(60°)を任意の箇所それぞれ 3 回測定し、その平均値より、試験前後における光沢保持率を求めた。	塗膜の外観		割れ、剥がれ及び軟化を認めない。
		光沢保持率 %		評価値
		色差 (ΔE* ab)		評価値

試験項目	試験方法	結果		
すべり性	JIS A 1454:2016 高分子系張り床材試験方法 17 滑り性試験に準ずる。 滑り片の種類： ①ゴムシート（硬さ：HDA78.厚さ：3 mm） ②靴下 ③スリッパ 試験片表面の状態：清掃・乾燥状態、水散布状態	滑り片①	清掃・乾燥状態	評価値
			水散布状態	評価値
		滑り片②	清掃・乾燥状態	評価値
		滑り片③	清掃・乾燥状態	評価値
引っかき硬度	JIS K 5600-5-4:1999 塗料一般試験方法-第 5 部：塗膜の機械的性質-第 4 節：引っかき硬度（鉛筆法）に準ずる。	<input type="radio"/> H で疑集破棄を認めない。 <input type="radio"/> H で疑集破棄を認める。		